

# 広州市看板広告設置管理規定

2000年1月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）  
広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 広州市看板広告設置管理規定

(2000年1月1日)

第1条 看板広告の管理を強化し、看板広告の設置を規範化し、都市の清潔で美しい景観を維持するため、「中華人民共和国広告法」、国家工商局の「屋外広告登記管理規定」、「広州市屋外広告管理弁法」、「広州市都市計画条例」等の関連法律、法規の規定に基づき、本市の実際状況に照らして、本規定を制定する。

第2条 本規定でいう看板広告とは、企業、事業組織及び個人事業者がその経営若しくは事務の場所又は建築物の制限範囲内において、当該企業登録登記名称に合致する標識看板、扁額、指示看板を設置することを指す。

第3条 広州市行政区域内において看板広告を設置する企業、事業組織及び個人事業者には、総じて本規定を適用する。

第4条 広州市工商行政管理局は本市における看板広告の主管機関である。区、県レベルの市の工商支局はその管轄地域内の看板広告の登記管理を具体的に担当する。

第5条 工商行政管理機関に登録せずして、いかなる企業、事業組織及び個人事業者も看板広告を勝手に設置してはならない。

第6条 看板広告の設置は安全で、整然としており、外観が美しく、規範に合致し、環境に調和しなければならず、都市景観の美化、都市文明の建設及び人民の生活の便に有利でなければならない。

看板広告の設置において、以下の状況を有してはならない。

- (1) 都市の景観を損なうこと。
- (2) 他人の生産経営を妨害し、又は住民の生活に影響を及ぼすこと。
- (3) 公共施設を利用し、公共の場所、歩道、公共の緑地を占用すること。
- (4) 交通を妨害し、交通安全に影響を及ぼすこと。
- (5) 環境汚染をもたらすこと。
- (6) 粗製濫造で、外観が見苦しいこと。
- (7) 好ましくない文化内容を有すること。

第7条 看板広告の内容は工商登録登記の内容に合致しなければならない。許可を得た上で、名称を簡略化することができ、かつ標識、経営項目等を表示することができる。

ビルの看板広告の名称は地名委員会事務室が審査し許可した名称に合致しなければならない。

第8条 専売商品を取扱う商店は、看板広告のレイアウトの一部を利用して独占的に取扱う商品の広告を発布することができるが、その面積はレイアウトの全体の1/2を超えてはならない。但し、非専売商品の広告を発布してはならない。

第9条 看板広告に文字、商標、中国語ピンイン等を使用する場合、国の関連規定に合致し、記載が規範どおりで正確でなければならない。

看板広告の名称は外国語文字を単独で使用してはならない。

第10条 重要地区及び重要ブロックの看板広告の設置については統一的に計画しなければならない。都市計画部門が工商、景観環境衛生等部門と共同で計画を策定してから、工商行政管理部門がその実施を監督する。

第11条 いずれの組織も、原則としてその経営場所の自ら範囲内において看板広告を一つしか設置することを許されない。

複数の組織が一つの場所を共用し、又は一つの建築物内に複数の組織が存在する場合、看板広告の設置については、まず全体的に計画し、統一された規格に従い設計して制作しなければならない。個別の組織は建築物全体の壁面、屋上に単独で設置してはならない。

空港、駅、埠頭、ホテル、レストラン及び商業事業組織を除き、政府機関、学校、住宅、オフィスビルは原則として屋上に看板広告を設置してはならない。

第12条 商業センター又は商業街において商業雰囲気醸し出すためには、その店頭の上方又は壁にライトボックス又はネオンサインの形式で看板広告を設置しなければならない。

第13条 垂直建築物の外壁に看板広告を設置する場合、以下の規定に合致しなければならない。

(1) 看板広告の外縁から建築物の外壁までの距離は 1.3m を超えてはならず、底縁から地面までの距離は 4.5m を下回ってはならず、屋根のある歩道の上方に設置する場合は、地面からの距離は 2.8m を下回ってはならないこと。

(2) 外縁又は底縁から 10 キロボルトの高圧導線までの距離は 1.5m を下回ってはならないこと。

(3) 看板広告の外縁又は底縁から低圧導線又は電話線までの距離は 0.5m を下回ってはならないこと。

(4) 市街地の消防通路の上空 4.5m 以上、幅 3.5m 以内に看板広告を設置してはならないこと。

(5) 看板広告の厚さは 0.3m を超えてはならない。

第14条 看板広告を建築物の外壁と平行して設置する場合、その看板の高さは屋根の高さを超えてはならず、幅は壁と調和を図らなければならないが、多層建築物又は高層建築物の層と層の間の、窓の間の壁に看板広告を設置してはならない。

第15条 建築物の屋上に看板広告を設置する場合、以下の規定に合致しなければならない。

(1) 高さが 24m 以下 (24m を含む) の建築物の屋上において看板広告を設置する場合、その看板の高さは 3m を超えてはならず、幅は建築物の両サイドの壁を

超えてはならず、かつ建築物の外壁と平行ではなければならない。

(2) 高さが 24m 以上 50m 以下の建築物の屋上に看板広告を設置する場合、その看板の高さは 4m を超えてはならず、幅は建築物の両サイドの壁を超えてはならず、かつ建築物の外壁と平行でなければならない。

(3) 看板広告のレイアウトは建築物の外壁面を超えてはならない。

第 16 条 看板広告の設置においては制作が優れていなければならない、支柱は露出してはならない。

第 17 条 看板広告の電気使用施設は、「広州地区電気設備装置規程」<sup>1</sup>の規定及び電力供給部門の関連規定に合致しなければならない。

第 18 条 看板広告を設置する組織及び個人は、看板広告施設について安全責任を負う。一枚の看板の面積が 50 m<sup>2</sup>以上（50 m<sup>2</sup>を含まない、以下同）の看板広告は、安全保険を付保しなければならない。

第 19 条 看板広告が破損し、色あせて都市の景観に影響し、安全を脅かす場合、速やかに修理、補強又はリフォームしなければならない。

第 20 条 看板広告の設置について、所在地の区、県レベルの市の工商支局に申請し、「広州市看板広告登記申請表」を記入し、かつ以下の証明書類を提出しなければならない。

- (1) 営業許可証又はその他の法定主体資格を証明する関連書類。
- (2) 看板広告の発布場所、形式についての申請報告書。
- (3) 看板広告のサンプル原稿。
- (4) 法律、法規が規定するその他の提出しなければならない証明書類。

工商行政管理機関は申請人が提出した証明書類が揃った上で受理しなければならない、かつ 7 業務日内において許可又は許可しない旨の決定を下さなければならない。

第 21 条 看板広告の一枚の面積が 50 m<sup>2</sup>以上である場合、所在する区、県レベルの市の工商支局が審査許可し、かつ「広州市看板広告登記証」を発給する。

重点地区、重要ブロック及び一枚の看板の面積が 50 m<sup>2</sup>以上である場合、同レベルの都市計画及び都市景観環境衛生管理部門に送付しその共同審査を受けなければならない、設置に同意の場合、所在する区、県レベルの市の工商支局が「広州市看板広告登記証」を発行し、かつ所在する区の都市監督チームに副本を送付する。

第 22 条 「広州市看板広告登記証」の有効期間は 1 年とし、期間満了後引き続き設置する必要がある場合、有効期間満了の 15 日前までに原審査許可登記管理部門へ更新手続きを行わなければならない。期限を過ぎても手続きを行わない

---

<sup>1</sup>中国語原文では、「廣告地区電気設備装置規程」となっているが、「広州地区電気設備装置規程」の誤記と解して訳出したもの。

場合、違法看板広告とみなして処理する。

第 23 条 組織が移転、又は営業停止する場合、住所変更又は抹消登記を行うと同時に原設置看板広告の撤去を自ら手配し、かつ登記機関に「広州市看板広告登記証」を返却しなければならない。

第 24 条 いかなる看板広告もすべて臨時構築物であり、都市建設又はその他の特別な状況により看板広告を撤去する必要がある場合、看板広告を設置した組織はこれに無条件に服従しかつ自ら撤去しなければならない。

第 25 条 本規定に違反して看板広告を設置した場合、「広告法」、「屋外広告登記管理規定」、「広州市屋外広告管理弁法」等の法規の関連条項に従って処理する。

第 26 条 広州市工商行政管理局が本規定の解釈について責任を負う。

第 27 条 本規定は 2000 年 1 月 1 日より施行する。

注：重点地区：広州汽車駅、広州汽車東駅、天河体育センター、海珠広場、珠江新城、二沙島、中山記念堂、珠江兩岸、白雲山景勝地、白雲空港、沙面。

重要ブロック：環市路、東風路、天河路、中山路、解放路、空港路、江南大道、広州大道、沿江路、濱江路、花地大道、中山大道、北京路、上下九路、起義路、内環路、外環高速道路、華南快速幹線。